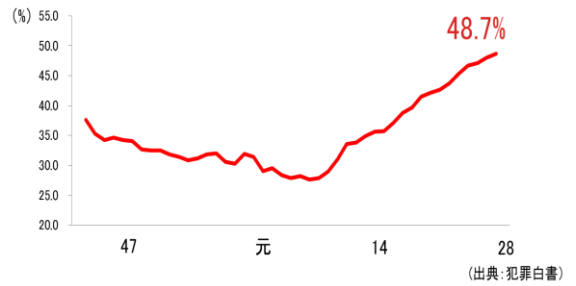


- 刑法犯検挙人員のうち再犯者が約5割を占め、引き続き上昇傾向にあります。

⇒ 平成28年12月

再犯の防止等の推進に関する法律 が成立

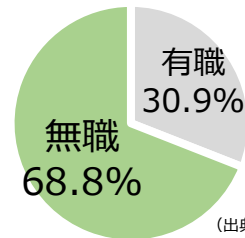
- ◎ 国だけでなく地方公共団体にも再犯防止に取り組む責務があることを規定
- ◎ 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施する必要を指摘



- なぜ再犯に? 様々な「生きづらさ」を抱え、立ち直ることが難しい人たちがいます。

⇒ 新受刑者の統計上の特徴の例

- ① 約7割が犯罪時無職
- ② 約2割が犯罪時住居不定
- ③ 1割以上が65歳以上の高齢者
- ④ 1割以上が精神障害あり
- ⑤ 約6割の教育程度は高卒未満



新受刑者の犯罪時就労状況

# 「再犯の防止」を一緒に考えましょう

- 地域社会の支援を受けて、「生きづらさ」を克服し、仕事や地域活動の担い手となり、地域社会を支える人材へ

出所後、適切な支援を受けることができると、再犯リスクは低くなります。

平成29年12月に政府が閣議決定した「再犯防止推進計画」に基づき、国、地方公共団体、民間が緊密に連携・協力して再犯防止施策を総合的に推進し、犯罪被害の防止と安全で安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

- 刑務所・少年院・少年鑑別所では、地域社会との共生に取り組んでいます。

例) 地域の防災拠点としての活用  
 専門的知見・ノウハウの活用  
 (法務少年支援センターの地域援助業務)  
 地域の産業に関連する職業訓練  
 地域住民と連携した教育プログラム  
 産業観光施設としての活用



熊本地震における熊本刑務所等による被災地支援の状況

法務省名古屋矯正管区更生支援企画課 TEL:052-971-6003 (直通)  
 Mail:kouseishien-nagoya@cccs.moj.go.jp